

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト  
代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹  
(JASDAQ・コード 7527)  
問合せ先 執行役員管理部長 緒方 友 一  
TEL 092-714-6236

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 24 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の理由により、規定の新設または所要の変更を行うものであります。

- ① 単元未満株式について行使することができる権利を明確にするため、変更定款案第 10 条(単元未満株式についての権利)の規定を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の一部または全部につき、インターネットによる提供が可能になったことに伴い、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更定款案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設するものであります。
- ③ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、変更定款案第 19 条(議決権の代理行使)において、代理人の数を 1 名とするものであります。
- ④ 取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更定款案第 26 条(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。
- ⑤ 上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) の施行の際に定款に定めがあるとみなされる事項については、平成 18 年 4 月 26 日開催の取締役会において、みなし変更を決議しておりますが、その内容は、変更定款案第 4 条 (機関)、第 8 条 (株券の発行)、第 12 条 (株主名簿管理人) に記載のとおりであります。
- (3) 現行の目的事項のうち現在行っていない事業目的を削除するとともに、今後の事業の展開・多角化に備えて、現行定款第 2 条 (目的) を変更するものであります。
- (4) 当社が属するアパマンショップネットワークグループにおける効率的な事業経営を目的として、決算期の変更を行うものであります。これに伴い、必要な規定を変更定款案第 14 条 (招集)、第 15 条 (定時株主総会の基準日)、第 38 条 (事業年度)、第 39 条 (剰余金の配当の基準日)、第 40 条 (中間配当) のとおり変更するとともに、附則をもって、第 25 期事業年度は平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの 6 カ月間とする旨を定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日 (水)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社システムソフトと称し、英文ではSystemSoft Corporationと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. コンピュータのソフトウェアの開発及び販売業務</li><li>2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の<u>輸出入</u>及び販売業務</li><li>3. <u>建築物並びに橋梁、ダム、トンネル等の建造物の設計・構造計算・構造解析・水理解析に関する業務</u></li><li>4. <u>コンピュータを利用した土木建築の設計・解析システム及び図形処理システム並びに画像処理システムの開発</u></li><li>5. <u>コンピュータの本体及び周辺装置の開発及び販売業務</u></li><li>6. <u>コンピュータの本体、周辺装置、及びソフトウェアに関する工業所有権の輸出入</u>及び販売業務</li><li>7. <u>エレクトロニクス応用商品の開発及び販売業務</u></li><li>8. <u>出版業務</u></li><li>9. <u>コンピュータによる情報処理サービスに関する業務</u></li><li>10. <u>情報通信サービス及び放送サービスに関する業務</u></li><li>11. <u>映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作及びそれらを統合的に取り扱う作品の制作並びにその販売に関する業務</u></li><li>12. <u>イベント・展示会、博覧会及び会議などの企画デザイン、演出、設計、製作及び運営に関する業務</u></li><li>13. <u>セミナー、講習会などの開催に関する教育研修業務</u></li></ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社システムソフトと称し、英文では、<u>SystemSoft Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. コンピュータのソフトウェアの開発<u>および</u>販売業務</li><li>2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の<u>輸出入</u><u>および</u>販売業務 (削 除)</li><li>3. <u>コンピュータの本体および周辺装置の開発および販売業務</u></li><li>4. <u>コンピュータの本体、周辺装置、およびソフトウェアに関する工業所有権の輸出入</u><u>および</u>販売業務 (削 除)</li><li>5. <u>エレクトロニクス応用商品の開発および販売業務</u></li><li>6. <u>出版業務</u></li><li>7. <u>コンピュータによる情報処理サービスに関する業務</u></li><li>8. <u>情報通信サービスおよび放送サービスに関する業務</u></li><li>9. <u>映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作およびそれらを統合的に取り扱う作品の制作ならびにその販売に関する業務</u></li><li>10. <u>イベント・展示会、博覧会および会議などの企画デザイン、演出、設計、製作および運営に関する業務</u></li><li>11. <u>セミナー、講習会などの開催に関する教育研修業務</u></li></ol>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>14. 前各号に付帯するコンサルティング業務  15. 広告・宣伝に関する代理業務  16. マーケティングリサーチに関する業務  (新 設)  (新 設)  (新 設)  17. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)  第3条 当社は、本店を福岡市中央区に置く。  (新 設)</p> <p>(公告の方法)  第4条 当社の公告は、電子公告により<u>これを行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)  第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>33,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>12. 前各号に付帯するコンサルティング業務  13. 広告・宣伝に関する代理業務  14. マーケティングリサーチに関する業務  15. 不動産の賃貸・仲介および有効活用に関するコンサルタント業務  16. インターネットを利用した通信販売業務  17. インターネットプロバイダ業務  18. 前各号に付帯<u>関連</u>する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)  第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)  第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) 監査役  (3) 監査役会  (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)  第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)  第6条 当社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>1単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の株式は、<u>100株をもって1単元とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びにその手数料は、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(名義書換代理人)</u>  第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  2. 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  3. 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)  第9条の2 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p><u>(基準日)</u>  第10条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。  2. 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u>  第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>(招集地)</p> <p>第12条 株主総会は、本店の所在地又はこれに隣接する地、東京都江東区又はこれに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第13条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. <u>当社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期) 第18条 <u>当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(招集者及び議長) 第20条 <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(招集通知) 第21条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. <u>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第22条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第23条 当社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項の他、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会が定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬並びに退職慰労金)</p> <p><u>第24条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第30条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(選任) 第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任期) 第28条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(招集通知) 第30条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役会全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬並びに退職慰労金) 第33条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第35条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第36条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 当社の<u>利益配当金、中間配当金又はその他諸交付金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の<u>利益配当金、中間配当金又はその他諸交付金</u>には、利息を付けない。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には、利息を付けない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<p>(附則)  <u>第42条</u> <u>第38条 (事業年度) の規定にかかわらず、第25期事業年度は、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6カ月間とする。この附則は、期間経過後定款から削除する。</u></p>